

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社三越伊勢丹ホールディングス	コード	3099
提出日	2020/5/15	異動(予定)日	2019/6/15
独立役員届出書の提出理由	2020年6月15日開催予定の定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	久保山 路子	社外取締役	○														○		有
2	飯島 彰己	社外取締役	○														○		有
3	土井 美和子	社外取締役	○														○		有
4	小山田 隆	社外取締役	○														○	指定	有
5	平田 竹男	社外取締役	○														○		有
6	古川 英俊	社外取締役	○														○	新任	有
7	橋本 副孝	社外取締役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		製造業での商品開発やマーケティングに関する豊富な経験と、大学教授やキャリアコンサルタントとして多彩な見識を有しており、消費者をはじめとした多彩な視点から求められる当社取締役会において、独立した立場から適切な助言、業務執行に対する有益かつ適切な監督を頂けると判断し、社外取締役をお願いいたしました。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。
2		事業法人の経営者として、卓越した手腕を発揮し企業の成長に大きな役割を果たすとともに、経営の監督者の立場からコーポレート・ガバナンス推進に重要な役割を果たしてこられました。これらの経験と豊富な見識を生かし、独立した立場から当社の取締役会における妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を頂けると判断し、選任しております。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。
3		大手電機メーカーにおける情報技術分野の研究者・責任者として豊富な経験を活かし、同分野における専門家として多数の功績を上げられてきました。IT・店舗・人の力を活用して新時代の百貨店を目指している当社の取締役会において、その高いスキル・ノウハウに基づいた有益な助言をいただくとともに、独立した立場から業務執行に対する適切な監督を頂けると判断し、社外取締役をお願いいたしました。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。
4		国内トップクラスの金融機関における長年にわたる経験の中で培われた幅広い知見と財務に関する深い知識を備えており、当社の取締役会において、その高い専門的知見から当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益な助言・提言をいただくと判断し、社外取締役をお願いしております。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。
5		Jリーグ発足やワールドカップ日本招致に携わるなど、日本におけるスポーツビジネスの振興に多大な貢献があり、現在は大学院にて教鞭を執ると同時に、企業の社外監査役を長年にわたり務めるなど、その多岐に亘る豊富な知見を当社の監査に発揮していただくことで、当社グループのガバナンス機能のいっそうの強化につながるかと考えております。また、より多様な視点から求められる当社の取締役会において、独立した立場から適切な助言・提言をいただくと判断し、社外取締役をお願いいたしました。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。
6		国内有数のメガバンクにおいて長年に亘り経験を積み、外資系金融機関の国内個人向け事業を統合し新ブランドを立ち上げるなど、革新的で質の高いサービスの提供などに貢献されました。これらの経験と豊富な見識を生かし、独立した立場から当社の取締役会における妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を頂けると判断し、社外取締役をお願いいたしました。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。
7		長年にわたり弁護士として第一線で活動を続けてこられる傍ら数社の企業の社外監査役を務めるとともに、年金記録問題の第三者委員会や原子力損害賠償紛争審査会の委員など、国家的課題の解決にも尽力されております。その企業法務に代表される高度かつ幅広い専門知識をもとに、当社の取締役会において独立した立場から適切な助言・監督をいただくと判断し、社外取締役をお願いしております。また、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※5 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※6 独立役員の選任理由を記載してください。